

第8号様式（第27条関係）

大磯町監査公表第12号

監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので次のとおり公表する。

平成28年2月10日

大磯町監査委員 高野澤 均

大磯町監査委員 高橋 英俊

監査結果報告書

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査年月日

平成 28 年 1 月 26 日 (火)

3. 監査対象の課等

都市建設部建設課

4. 監査の期間、範囲、事務

①平成 27 年度に係る事業の執行及び財務に関する事務の執行について

②監査重点事項は、平成 27 年度大磯町監査方針による

③その他

5. 所掌事務の概要

道路、河川及び橋りょう台帳整備と保管、町道の認定、狭あい道路整備、用地の取得、道路、橋りょう等の新設、改良及び維持管理、農道の維持補修、道路、橋りょう、農道等の災害復旧、国道、県道、県管理河川の整備促進、国、県との連絡調整、地籍調査事業に関する事務等を行っている。

(根拠規定：大磯町事務分掌等に関する規則第 3 条)

6. 監査結果概要

平成 27 年度に係る事業及び財務に関する事務の執行について監査した結果、概ね適正に執行されているものと認められた。

意見、要望事項については、以下のとおりである。

・工事等契約の変更について

契約変更については、その理由（根拠）をわかりやすくして、町民の理解が得られるよう努められたい。

・占用料について

調定された占用料については適時、徴収確認をされたい。

・備品の管理について

備品台帳と現物を照合して廃棄手続きを進められ、必要備品については予算化を図られたい。

・事業の執行について

重要な社会資本であり住民生活に直結する道路、橋りょう等の適切な維持管理を行い、また、災害復旧に際して、速やかな安心・安全の確保に務められたい。